**平成２４年（フ）第３４号**
宮城県柴田郡村田町大字関場字大室沢149番地
債務者　大津　静子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２４年（フ）第８０号**
長野県松本市高宮中８番15号　スカイコーポ高宮102号
債務者　河内　智広
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１３７号**
長野県松本市大字島内895番地１　Ｂ４―102
債務者　山本　万真
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第２１号**
和歌山県御坊市薗325番地14
債務者　黒部祐太郎
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２４年（フ）第１０６号**
北海道苫小牧市ときわ町４丁目７番８号
債務者　鹿野東洋志
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第３７８号**
仙台市若林区沖野１丁目49番１号　レオパレス中野第５―201
債務者　千葉　孝司
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２０号**
仙台市宮城野区東仙台６丁目10番８号　浅野コーポ205
債務者　土居　将来
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第４７９号**
神戸市東灘区本庄町１丁目２番17号　深江18　102号、従前の住所東京都世田谷区上祖師谷６丁目29番３号
債務者　渡辺　峰子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５３７号**
神戸市長田区七番町６番地の23
債務者　巴山武雄こと　李　　命燦
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５４７号**
神戸市東灘区住吉本町２丁目17番16号　タイニービル601号
債務者　藤本　耕一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５５９号**
兵庫県三木市緑が丘町西１丁目６番地の19　カレッジハイツ緑が丘202号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町本町404番地の２　レオパレス歩204号
債務者　鴨川　貴史
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６１４号**
神戸市東灘区北青木３丁目７番９―508号、従前の住所神戸市東灘区深江南町１丁目11番21―308号
債務者　隅田　純史
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７号**
鳥取県倉吉市馬場町102番地３県営住宅和田団地２棟405号、住民票上の住所鳥取県倉吉市和田東町204番地３
債務者　向井　敦美（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２４年（フ）第３８号**
鳥取県倉吉市山根405番地１　山口アパート
債務者　**兼**原奈津美
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２４年（フ）第３９号**
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田1724番地
債務者　會見　春美
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２４年（フ）第４１号**
鳥取県東伯郡琴浦町大字丸尾14番地
債務者　柳澤　敬士
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２４年（フ）第２６号**
山口県長門市三隅中3379番地
債務者　山本　健次
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
山口地方裁判所萩支部